

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6062679号
(P6062679)

(45) 発行日 平成29年1月18日(2017.1.18)

(24) 登録日 平成28年12月22日(2016.12.22)

(51) Int.Cl.

A62B 18/02 (2006.01)

F 1

A 6 2 B 18/02

Z

請求項の数 1 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2012-169178 (P2012-169178)
 (22) 出願日 平成24年7月31日 (2012.7.31)
 (65) 公開番号 特開2013-48898 (P2013-48898A)
 (43) 公開日 平成25年3月14日 (2013.3.14)
 審査請求日 平成26年5月27日 (2014.5.27)
 審判番号 不服2015-21281 (P2015-21281/J1)
 審判請求日 平成27年12月1日 (2015.12.1)
 (31) 優先権主張番号 特願2011-178138 (P2011-178138)
 (32) 優先日 平成23年7月31日 (2011.7.31)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 502402009
 小林 一子
 神奈川県中郡大磯町大磯851-36
 (72) 発明者 小林 一子
 神奈川県中郡大磯町大磯851-36
 (72) 発明者 小林 由布子
 神奈川県中郡大磯町大磯851-36
 合議体
 審判長 中村 達之
 審判官 金澤 俊郎
 審判官 松下 聰

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】マスク用クッションパッド

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

マスクの内側上部に取り付ける通気性を有するクッションパッドであって、
 反顔面側の中央部がフラットでその両側に曲線部分を有し、
 中央部に鼻の形状に沿う形状の切れ込みを有し、
 その両側に左右対称に伸びる頬に当たる部位を有し、
 鼻側接触面とクッションパッドの上面との接触角が40～85度の内角のテープーを有する鼻側傾斜面であり、且つ、
 頬面との密着面とクッションパッドの上面との接触角が50～85度の内角のテープーを有する頬の形状に沿う頬側傾斜面であり、
 クッションパッドの両端距離が7.5～15cmであることを特徴とするマスク用クッションパッド。

10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明のマスク用クッションパッドに関し、既存の衛生マスク使用の際に本発明をマスク内側上端部に装接着し、そして本発明の本発明のマスク用クッションパッドの側面のうち、マスク使用者の顔面に接する面である前記顔面の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての凸凹面に、本発明の前記側面が接触することにより、しっかりと密着するので、前記マスクは本発明によりしっかりと使用者の顔面に支えられて装着位置よりずれることはない。

20

鼻筋のテーバー面a及び両頬の曲線形状面bの設計形状として、マスク使用者の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての縦方向と横方向の凹凸形状に沿った前記テーバー面a、及び両頬の曲線形状面に沿った本発明の側面形状a、bを設計することにより、既存のマスク上端部と両頬から鼻筋のテーバー面にかけての隙間を埋め、花粉や微細な異物等のマスク内空間への侵入を遮断する。衛生マスクを鼻筋より高い位置において前記マスクを支持しても、使用者の顔面に本発明の側面が密着する部位であるところの、前記マスク使用者の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての縦方向と横方向の凹凸形状に沿った前記鼻筋のテーバー面a及び両頬の曲線形状面bが設計されているため、本発明は使用者の鼻筋のテーバー面a及び両頬の曲線形状面bにしっかりと密着して前記マスクを安定して支えるため、前記マスクを鼻筋より高い位置において支持しても、既存のマスクでも前記顔面の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての凸凹面に沿う側面を設計されている本発明により安定して支えられる。

30

【0002】

それにより、既存の衛生マスク着用時には不可能であった、衛生マスク着用者の日常会話も、既存のマスク使用の際に本発明を既存の衛生マスク内側上端部に装接着して使用することにより、前記マスク着用中に会話をしても鼻筋のテーバー面a及び両頬の曲線形状面bに密着するため、前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず装着位置を保ち、又は会話中にマスクがずれて鼻頭を押さえ込んだりせずに、前記マスクに本発明を装接着することにより、日常会話中の口は動かしやすく、そのため発音にも支障なく、十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る。

40

又もちろん、衛生マスク着用時の激しい運動等の、体及び頭の動作時にも、本発明を既存の衛生マスク内側上端部に装接着して使用することにより、前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず、前記マスク装着時の装着位置を保ち、支障なく十分に激しい運動等の動作をすることが出来る。

【0003】

本発明を使用する事により、使用者の顔面と衛生マスクの間に生じる衛生マスク内空

50

間は大きく広がり、衛生マスクの装着感を向上させる。とりわけワイドプリーツ加工された既存のマスクに本発明を装着すると、前記マスクに加工され畳まれているプリーツが大きく広がり前記マスク内空間体積が飛躍的に増加する。

また、外気に接する側の既存の衛生マスク表面面積と、前記マスクに装接着される本発明の外気に接する側の表面面積を合計した面積が合計され増大され本発明を装接着した外気に接する側の衛生マスク表面総面積になる。

前記のように、本発明を既存の衛生マスクに装接着することにより増大した衛生マスク表面総面積により、衛生マスクの重要な機能である衛生マスクを通過して衛生マスクにより濾過され衛生マスク内空間に流入される空気量と、それに伴い衛生マスク内空間より排出される空気量の、前記本発明を装接着した衛生マスクを通して循環する空気流量は、本発明を装接着することにより、前記マスクにより濾過されて前記マスクを通過して外気より衛生マスク内空間に循環する空気流量が増加する。前記理由により前記マスク使用者は本発明を使用することにより、衛生マスク使用時の呼吸をより快適に行うことが出来る。10

【0004】

又本発明に2つのマスク例えば外気に接する外側に既存の衛生マスクを前記マスクのマスク内空間にひとまわり小さいマスクを装接着することにより、花粉症等で鼻水が流れ続けて鼻水がたまっても、本発明を使用することによりひとまわり小さいマスクが流れ出た鼻水を吸収して、小さいマスクの外に鼻水が流れるのを防止するので、小さいマスクの外側に装接着している衛生マスクには鼻水をもらさず、外側の衛生マスクに鼻水によるしみが出来ない。20

且つ、本発明の衛生マスク用パッドを使用しても、本発明の鼻筋のテーパー面a及び両類の曲線形状面、及び両類の形状bが設計されているこの設計角度を減少設計することにより、本発明を装接着した衛生マスクを使用する使用者の視界が遮られることのない、衛生マスク用クッションパッドに関する。20

【背景技術】

【0005】

従来の衛生マスクは、立体衛生マスク本体上部にテープを接着しそのテープを使用者の顔面に押しつけマスク上部の形状を変形させることにより衛生マスク内側上部と使用者の鼻筋から頬にかけての隙間が生じるのを防止する衛生マスクや、また衛生マスク内空間を広くして呼吸を楽にするための立体衛生マスクや、又通気性能を遮断するマスクパッド、又、衛生マスク内に保湿シートを含む保湿衛生マスクが提供されている。（特許文献1及び2参照）30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2007-195640公報

【特許文献2】特開2008-220528公報

【特許文献3】特開2007-185470公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

特許文献1の衛生マスクは、着用時にカップ状になる立体衛生マスクであり、その衛生マスクの上部に左右一対の帯状部材が延在しており、この帯状部材を指で押して衛生マスク上部の内にある両類と鼻筋にかけての形状に帯状部材を形づけ合わせることで鼻筋の両側の隙間を防止する。反面、帯状部材を押し曲げ左右の鼻筋の両側に帯状部材を密着させることにより立体衛生マスクの上部がつぶれて衛生マスク内空間の空間体積が減少する。また両類から鼻筋にかけての凹凸に帯状部材を指で密着させるのは密着させる際の使い方になれなくては密着させるのは難しい。又再度の使用を試みると前回使用の際の帯状部材の曲げ跡と収納時の曲げ跡が共に曲げ跡として残っていて、再度の快適な使用は難しい。又前記マスク着用時に日常の会話をすると、口を開けるごとに前記マスクがずれて鼻4050

頭を圧迫してしまい、前記マスクの使用者の鼻頭はつぶすように押されてしまうので、特許文献1の衛生マスク使用中に日常会話を行うことは困難をきたす。

【0008】

特許文献2の衛生マスクは、立体状の衛生マスク本体部内部と着用者の口との間に空間を設計させ、又衛生マスク本体面に揮発剤含有した被着部シートを被着することにより衛生マスク空間内を保湿する。反面、衛生マスク本体面にシートを被着させると外気と衛生マスク内空間間の相互に空気が流通する空気流通面積が減少し呼吸に支障をきたす。又前記マスク着用時に日常の会話をを行うと、口を開けるごとに前記マスクがずれて鼻頭を圧迫して、前記マスクの使用者の鼻頭はつぶすように押されてしまう。よって、特許文献2の前記マスクの使用中に日常会話を行うことは困難をきたす。

10

特許文献3の衛生マスクは、衛生マスク本体上部に貼り付ける、纖維やスポンジの柔らかい通気性、通水性がない素材のパッドによりなる。衛生マスク本体上部に貼り付ける前記パッドにより息がマスク上部よりめがねの方に抜けないためめがねが曇ることがない。前記パッドには、通気性、通水性がないため、前記パッドにより空気の漏れが防げるためマスク素材のフィルター効果が十分に生きる。特許文献3記載の前記パッドは柱状形をしてなり、前記パッドを張りつけたマスクを装着すると、かえって前記衛生マスクと顔面に隙間が出来てしまう。又前記マスク着用時に日常の会話をを行うと、口を開けるごとに前記マスクが下方にずれてしまう。よって、前記マスクの使用者の鼻頭は、つぶすように押されてしまうので、特許文献1の衛生マスク使用中に日常会話を行うことは困難をきたす。激しい動きをすると前記マスクは容易に装着位置よりずれてしまう。

20

【0009】

上記問題を鑑みて、本発明の衛生マスク用クッションパッドは、本発明の使用者の顔面に対して本発明の側面は、使用者の顔面形状に沿う形に設計し、を既存の衛生マスクに装着又は接着（以下装接着と記載する）ことにより前記マスクをしっかりと支持する。全基本発明を装着接着したマスクは、使用者の顔のしっかりと支持され、前記マスクを着用しつつ前記マスク使用者が激しい動きをしたり、会話をしても、前記マスクは、着用位置よりずれることがない。

本発明の使用者の顔面に密着する側面形状を、本発明使用者の鼻筋のテープ一面a及び両頬の曲線形状面bの設計形状に密着する形状に設計されている。

マスク使用者の両頬から鼻筋のテープ一面にかけての縦方向と横方向の凹凸形状に沿った前記テープ一面a，及び両頬の曲線形状面に沿った本発明の側面形状a、bを設計することにより、使用者の両頬より鼻筋のテープ一面a,bの凸凹部分と衛生マスク上端に出来る隙間を埋め花粉等異物の衛生マスクが覆う使用者の顔面部分と衛生マスクの内側に作られる空間（以下、衛生マスク内空間と記載する）への侵入を防ぐ。

30

衛生マスク内空間体積と衛生マスクの表面面積は本発明の衛生マスク用クッションパッドの衛生マスク外大気にふれる面積量分増加することにより、衛生マスク内空間体積と外気より本発明を使用した衛生マスクを通過して衛生マスク内空間に循環する空気流量が増加する。

【0010】

前記理由により本発明を装接着した前記マスクは、前記マスク使用者が、激しく頭を動かしても、口を大きく開けても、横や下にずれたり落ちたりせず装着位置を保ち、又は会話中にマスクがずれて鼻頭を押さえ込んだりしない。前記理由のように、前記マスクに本発明を装接着することにより日常会話中の、口も動かしやすく、そのため発音にも支障なく、十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る。

40

又本発明に2つのマスクを装接着することが出来る。例えば外気に接する外側に既存の衛生マスクを前記マスクのマスク内空間にひとまわり小さいマスクを装接着することにより、花粉症等で鼻水が流れ続けて鼻水がたまても、本発明を使用することにより、ひとまわり小さいマスクが流れ出た鼻水を小さいマスクが吸収して、小さいマスクの外に鼻水が流れるのを防止するので、小さいマスクの外側に装接着している衛生マスクには鼻水をもらさず、外側の衛生マスクに鼻水によるしみが出来ない。前記衛生マスク用パッドを提供

50

することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記課題を解決するため本発明は、各請求項に記載の衛生マスク用クッションパッドの形状は、使用者の顔面と衛生マスク上部の内にある両頬と鼻筋にかけての隙間を埋めて防止するために、衛生マスク使用者の両頬から鼻筋に本発明が密着する面の衛生マスク用クッションパッドの側面形状には、顔面の両頬から鼻筋にかけてのその形状に添う鼻筋のテー¹⁰パー面a及び両頬の曲線形状面bを本発明の側面に設けてある衛生マスク用クッションパッドである。又本発明の効力を最大限に發揮するために使用されるマスクとしてはプリーツ加工の衛生マスクが好ましい。

既存の衛生マスクに本発明の他方の側面を装接着することにより、衛生マスクの使用性能がより高性能となる衛生マスク用クッションパッドである。

既存の衛生マスク使用の際に本発明側面の衛生マスク側の装接着面を衛生マスク内側上端部に装接着し、そして本発明が衛生マスク使用者の顔面に当たるところの両頬から鼻筋のテー²⁰パー面にかけての凸凹面及び両頬の曲線形状面に、本発明の側面のうちの密着面を密着させる。

【0012】

本発明が使用者の顔面と接触する部位に設けた同使用者の顔面に本発明の側面が密着するように設計された、本発明の側面の内、鼻筋のテー²⁰パー面a及び両頬の曲線形状面bを密着させることにより、衛生マスク上端部と両頬から鼻筋のテー²⁰パー面にかけての隙間を埋め、花粉や微細な異物等の衛生マスク内空間への侵入を防ぎ、本発明により衛生マスクが鼻筋より高く持ち上げられることにより、衛生マスク内空間を大きく広げ、衛生マスク内の空間体積が増加することにより呼吸は格段に楽になる。

外気に接する側の衛生マスク表面積も、外気に接する側の本発明の表面積と前記マスクの表面積の合計面積となることにより、本発明を使用した衛生マスクの外気にあたる面積が増えることにより、本発明を装密着使用した前記衛生マスク内空間を通過して濾過された外気の空気の流入量と衛生マスク内空間から排出される空気の排出量は増加される。前記理由により既存の衛生マスクに本発明を装接着することにより、前記マスクを通して循環する空気流量が増加する。前記理由により本発明を使用した衛生マスク使用者の呼吸は格段に楽になる。³⁰

【0013】

また、前記理由により本発明を使用した衛生マスク使用者が激しい運動等で頭部を振り動かしても本発明を使用した前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず装着位置を保つ。又は本発明を使用した衛生マスク使用者の会話中に、マスクがずれてしまって、鼻頭を押さえ込んだり、会話をすると口を開けるごとに前記マスクが下方にずれてしまうことがない。本発明を装接着することにより、マスク使用中に日常会話中にも、口も動かしやすく、そのため発音にも支障なく、十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る衛生マスク用クッションパッドである。

【0014】

本発明は、既存の衛生マスクに本発明を装接着することにより、本発明の側面a, bが使用者の両頬から鼻筋にかけての形状に密着するよう、本発明のaの形状を使用者の鼻筋にかけての形状に添うテー⁴⁰パー形状面に設計してある(図3)(図4)。

また両頬の曲線形状面bが設計されているため、これにより本発明に使用者の顔面の両頬から鼻筋のテー⁴⁰パー面にかけての形状に、本発明のクッションパッドに設けた同顔面に本発明の側面が密着する鼻筋のテー⁴⁰パー面a及び両頬の曲線形状面bを密着させることにより、又、本発明の他方の側面を既存の衛生マスク上端部に装接着することにより、前記マスク上端部と前記マスク使用者の両頬の曲線形状と鼻筋のテー⁴⁰パー面にかけて本発明が密着し、隙間を埋める。

【0015】

本発明の一例として、左右に2分割されたクッションパッドは、同顔面に本発明の側面

10

20

30

40

50

a, b が密着する鼻筋のテーバー面 a 及び両頬の曲線形状面 b に本発明の側面を密着させながら、突き合わせて重ね合わせる。前記クッションパッドの側面を互いに接着させて成形して使用する。

【 0 0 1 6 】

又一例として、本発明の使用者の顔面の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての形状に本発明の側面を沿わせながら、スライドして本発明同士が接触する面を接着させて使用する。

【 0 0 1 7 】

又一例として、本発明は、使用者の顔面の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての形状に添わせて設けた折り目を有し、その折り目に沿いながら、前記顔面に接触する面を折り曲げて、本発明のマスク用クッションパッドに成形する。その折曲げた部分を前記顔面に本発明の側面が密着させて使用する。

又一例として、前記本発明を、使用者の顔面の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての側面形状に、本発明の外気に当たる部分である本発明上部を、載せるように密着させて使用する。

【 0 0 1 8 】

本発明のクッションパッドは例えば、その構成素材の構成層が1層以上であればよく、一例として、上層と下層、又は数段の層等、各々の層で異素材を使用することもできる。前記各層を本発明本体一体として構成することが出来る。

【 0 0 1 9 】

本発明のクッションパッドは、その構成素材の構成が一例として、上は紙及び布下は通気性良好物質というように色々な形状の物質で構成されることが出来る。

前記これらを一体とする本発明のクッションパッドは既存の衛生マスクの上端部にクリップ等で装着又は、接着テープ・接着剤・両面テープ等で接着することにより使用される。

【 0 0 2 0 】

本発明のクッションパッドは例えば、その構成素材を例えば外周部とその外周部に囲まれた内部又は外側と内側の何層かに異素材組み合わせて一体構成することができる。

上記の本発明の特徴を考慮して、本発明の構成は各々の使用目的に合致した構成とする。

【 0 0 2 1 】

本発明のクッションパッドは通気性の素材及び/又は、材料で成形されている、及び/又は、水等の液体を本発明に含ませて使用することができる吸水性も兼ね備えた素材で本発明を形成しても良い。

本発明を装接着したマスク内を保湿する等、本発明に水等の液体を含ませて、使用する時に、本発明のクッションパッドの側面及び/又は、側面の一部分を、防水性の素材及び/又は、材料で成形しても良い。

【 0 0 2 2 】

本発明のクッションパッドの形状は人の平均的な顔の形状に関するデータに基づいて標準サイズを決めることもできるが、幼児より老人までの広い層に使用していただくために各サイズを取り揃えておくことができる。又使用目的に応じて各種の形状を取り揃えておくことが出来る。

【 0 0 2 3 】

本発明はクッションパッドであり一例として、本発明の素材に汗等を吸収する素材を少なくとも本発明が肌に接する側面に使用すれば、より使用感は上昇する。

【 0 0 2 4 】

本発明はクッションパッドであり一例として、本発明が顔に接する部位の素材に特に肌触りの良い素材（ラテックス等）を使用することもできる。このように本発明のクッションパッドの構成は垂直方向に一例として、外側層と内側層、又は数段の垂直層等、各々の層で異素材及び/又は、異種材料を使用することができる。例えばクッション素材の他にも天然素材、天然繊維素材、新繊維素材、不燃布、ナノファイバー、プラスチック等、本

10

20

30

40

50

発明の使用目的に合致した素材及び/又は、材料であれば良い。

【0025】

本発明の衛生マスク用クッションパッドはそのクッションパッドの厚さを衛生マスク側側面部、及び/又は、顔側側面部、及び/又は中部分、等各部分のそれぞれの厚さに差をつけることもできる。

【0026】

本発明の衛生マスク用クッションパッドは一例として、2つの既存の衛生マスクを装接着するための装着用のクリップ等装接着装置により、前記2つの既存の衛生マスクを装接着できる。本発明に接着テープ等で既存の衛生マスクを接着する場合も同様に2つのマスクを装接着することもできる。

10

また、本発明に適した衛生マスクとして本発明を衛生マスクに密着させる為に、衛生マスク本体に本発明を装着させる為のクリップ等を装備した衛生マスクを提供することも出来る。また、本発明に適した衛生マスクとして本発明を衛生マスクに密着させる為に、衛生マスク本体に本発明を接着させる為の接着テープ等を装備した衛生マスクを提供することも出来る。

【0027】

前記のように本発明を接着させる為の接着テープ等を装備した衛生マスクを提供することも出来る。及び、本発明を装着させる為の装着具等を装備した衛生マスクを提供することも出来る。及び、本発明の設計形状である鼻筋のテーパー面a及び両類の曲線形状面bの設計形状であるマスク使用者の両類から鼻筋のテーパー面にかけての縦方向と横方向の凹凸形状に沿った前記テーパー面a、及び両類の曲線形状面に沿った本発明の側面形状a、bを設計する衛生マスク用クッションパッドを装接着した後の前記マスクを提供することも出来る。上記の機能を各々の使用目的に合わせて選択使用することができる衛生マスクを提供する。

20

【発明の効果】

【0028】

本発明の衛生マスク用クッションパッドが既存の衛生マスクに接する側面を、既存の衛生マスクに装接着することにより、衛生マスク使用時に、前記使用者の両類より鼻筋への凸凹部と衛生マスク内側上端の間にできる隙間をなくす。

前記顔面に本発明の側面が密着するように設計された本発明の側面の形状は、使用者の肌に当たる本発明の側面形状として、本発明の側面の使用者の顔面から鼻筋面に当たるところの前記鼻筋のテーパー面a及び両類の曲線形状面bが設計されているため、本発明を使用することにより、前記本発明の側面が、使用者の衛生マスク着用時に使用者の肌に密着して前記凹凸部の隙間を埋めてふさぎ、花粉や微細な異物の衛生マスク内への侵入を防ぐ。

30

又、前記マスクをしっかりと支え前記マスクが使用者の顔面上でずれるのを防止する。

又、衛生マスク内空間をより広く設けることが出来るため、衛生マスク着用時の呼吸を楽にして、前記衛生マスクを境とする衛生マスク内空間と衛生マスク外大気の、前記衛生マスクを通して循環する空気流量が増加することにより衛生マスク使用時の呼吸は、より楽になる。

40

【0029】

また、前記理由により本発明を使用した衛生マスク使用者が激しい運動等で頭部を振り動かしても本発明を使用した前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず装着位置を保つ。又は本発明を使用した衛生マスク使用者の会話中では、マスクがずれてしまって、鼻頭を押さえ込んだり、会話をを行うと口を開けるごとに前記マスクが下方にずれてしまったりせずに本発明を装接着することにより、マスク使用中に日常会話をあっても、口も動かしやすく、そのため発音にも支障なく、十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る衛生マスク用クッションパッドである。

及び本発明を装接着したマスク内を保湿する等、本発明に水等の液体を含ませて、使用する時に、本発明のクッションパッドの側面及び/又は、側面の一部分を、防水性の素材及

50

び/又は、材料で成形しても良い。前期に記載した形状の本発明を使用することにより顔面がぬれることもなく、また、衛生マスクに液体が染み出すこともない状態で、衛生マスク内空間を充分に保湿できる保湿効果も得られる。

【0030】

既存の衛生マスクに本発明を装接着することにより、前記衛生マスク使用時の機能を高機能とする衛生マスク用クッションパッドを提供する。

【0031】

又、本発明のクッションパッドの肌に接する面（以下は肌側と記す）に美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートを使用すると、本発明の肌側は使用者の顔面形状に密着する鼻筋のテーパー面a及び両頬の曲線形状面bを設計することにより、前記の美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートが肌にしっかりと密着するため本発明に接する肌部分を美容化粧水等を使用してパックを肌にしっかりと密着させてすることができる。

10

【0032】

又本発明に2つのマスクによりなる親子マスク、例えば外気に接する外側に既存の衛生マスクを、又、前記マスクのマスク内空間にひとまわり小さいマスクを装接着することにより、花粉症等で鼻水が流れ続けて鼻水がたまつても、本発明を使用することによりひとまわり小さいマスクが流れ出た鼻水を吸収して、小さいマスクの外に鼻水が流れるのを防止するので、小さいマスクの外側に装接着している衛生マスクには鼻水をもらさず、外側の衛生マスクに鼻水によるしみが出来ない。

20

その小さいマスクの着用時の縦サイズを使用者の鼻から口より上までの間までとすると、流れ出た鼻水を小さいマスクが吸収してその外に鼻水が流れるのを防止するので、鼻水は口まで流れず口の中に鼻水が入る不快感がなくなる。又このマスクを使用することにより鼻穴は二重の衛生マスクにより保護されるので、微細な花粉の鼻穴への侵入を二重に着用した衛生マスクが二重に防止することにより、花粉症等の症状の悪化原因の原因因子である微細な花粉や異物の鼻腔内への侵入をより強力に防止できる。この衛生マスクを使用時の外見は既存の衛生マスク着用時に変わらない。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】衛生マスク用クッションパッドの平面図

30

【図2】衛生マスク用クッションパッドの俯瞰図

【図3】衛生マスク用クッションパッドの使用図

【図4】分離された衛生マスク用クッションパッドの部分図

【図5】衛生マスク用クッションパッドの使用図

【図6】衛生マスク用クッションパッドの平面図

【図7】衛生マスク用クッションパッドの俯瞰図

【図8】衛生マスク用クッションパッドの俯瞰図

【図9】衛生マスク用クッションパッドの平面図

【図10】衛生マスク用クッションパッドの装接着図

【図11】衛生マスク用クッションパッドの使用図

40

【図12】衛生マスク用クッションパッドの俯瞰図

【図13】衛生マスク用クッションパッドの装接着図

【符号の説明】

【0034】

1 本発明

2 分割された本発明

3 側面を沿わせながら、スライドして本発明同士が接触する本発明

4 クッションパッドの肌に接する面（以下は肌側と記す）に美容化粧水等を注入してある本発明

5 使用者の鼻筋から両頬にかけて沿わせながら本発明の側面を折って使用する本発明

50

- 6 親子衛生マスクを装接着する本発明
 a 本発明の鼻側テー^{パー}面
 b 本発明の頬側の側面
 c 本発明の衛生マスク側の側面
 d 本発明の前向き厚さ
 e 本発明の頬にかかる終点
 f 本発明の鼻側テー^{パー}面の内角
 g 本発明の頬側の側面の内角
 h 使用者の顔のライン
 m 本発明に装接着する衛生マスク
 m' 本発明に装接着する小マスク
 n 使用者のかお
 o 衛生マスク
 p 接着面
 q 装着面
 r 本発明の衛生マスク側の装接着側面
- 10

【発明を実施するための形態】

【0035】

本発明の、各請求項に記載の衛生マスク用クッションパッドは使用者の顔面と衛生マスク上部の内にある両頬と鼻筋にかけての両側の隙間を埋めて防止するために、両頬から鼻筋に密着する形状に設計されている。

20

衛生マスク用クッションパッドの形状には、使用者の顔面の両頬形状から鼻筋のテー^{パー}面にかけてのその形状に添う鼻筋のテー^{パー}面a及び両頬の曲線形状面bが設計されている衛生マスク用クッションパッドで、本発明の使用者の肌に当たるところの、本発明の内側側面の基本設計として、

$$\begin{aligned} 1.0 \text{ cm} < a < 3.0 \text{ cm}, \quad 3.0 \text{ cm} < b < 7.0 \text{ cm}, \\ 4.0 \text{ cm} < c < 1.5 \text{ cm}, \quad 0.2 \text{ cm} < d < 1.5 \text{ cm} \\ 7.5 \text{ cm} < e < 15.0 \text{ cm}, \quad 40^\circ < f < 85^\circ \\ 50^\circ < g < 85^\circ \end{aligned}$$

本発明は既存の衛生マスクの上端部に装接着することにより衛生マスクの使用性能がより高性能となる衛生マスク用クッションパッドである。

30

本発明の使用法は、既存の衛生マスク使用の際に、本発明を衛生マスク内側上端部に装接着し、そして本発明を衛生マスク使用者の両頬から鼻筋にかけての凸凹面に密着させる、本発明が使用者の顔面と接触する部位に設けた同使用者の顔面に本発明の側面が密着するように設計された、鼻筋のテー^{パー}面a及び両頬の曲線形状面bを本発明の使用者の顔面の前記形状に密着させることにより、衛生マスク上端部と前記マスク使用者の両頬から鼻筋にかけての隙間を埋め、前記マスクをしっかりと支えて、前記マスクの顔面上でのずれを防ぐ。前記理由によりマスク使用者が前記マスク使用中に会話をしても、前記マスクがずれることはない。前記理由により花粉や微細な異物等の衛生マスク内空間への侵入を防ぐ。

40

【0036】

本発明により衛生マスクが鼻筋から両頬にかけてより高く持ち上げられることによりマスク内空間を大きく広げ衛生マスク内の空間体積が増加する。

外気に接する側の衛生マスク表面積とおなじく外気に接する側の本発明の表面積の合計面積が本発明を使用する衛生マスクの表面面積となることにより、本発明を使用した衛生マスクの外気にあたる面積が増えることになり、衛生マスク内空間と外気の間にある本発明を使用した衛生マスクを通過して循環する空気流量が増加する衛生マスク用クッションパッドである。

【0037】

本発明は、既存の衛生マスクに本発明を装接着することにより、本発明が使用者の両頬

50

から鼻筋のテー^{パー}面にかけての形状に密着するように本発明の a 面と b 面の形状を使用者の両頬から鼻筋のテー^{パー}面にかけての形状に添うテー^{パー}形状面に設計して a , b 面を設けてある(図3)(図4)。またこれにより本発明に使用者の顔面の両頬から鼻筋にかけての形状に、本発明のクッショ^Nパッドに設けた同顔面に本発明の側面が密着する鼻筋のテー^{パー}面 a , b , 及び両頬の曲線形状面, 及び両頬の曲線形状面を密着させることにより、本発明が密着する衛生マスク上端部と両頬から鼻筋のテー^{パー}面にかけての隙間をしつかり埋める。

【0038】

本発明の一例として左右に2分割され、使用される構造とする。
本発明の一例として左右に2分割されたクッショ^Nパッドは突き合わせるか重ね合わせて使用される。又一例として、本発明の使用者の顔面の両頬から鼻筋のテー^{パー}面にかけての形状に本発明の側面 a , b を沿わせながら、スライドして、本発明を使用するに最適な形に形成された形状を保持しながら、本発明同士が接触する面を接着させて使用する。

【0039】

又一例として、本発明を、使用者の顔面の両頬から鼻筋のテー^{パー}面にかけての形状に沿わせて設計した折り目を折り曲げて、前記顔面に接触する面である、その折曲げた部分を前記顔面に本発明の側面が密着させて使用する構造とする。

【0040】

又一例として、本発明を、使用者の顔面の両頬から鼻筋のテー^{パー}面にかけての側面形状に、本発明の外気に当たる部分である本発明上部を、載せるように密着させて使用する構造とする。

【実施例】

【0041】

以下は添付の図面から参照しながら、本発明の衛生マスク用クッショ^Nパッドについて説明する。

図1は本発明の衛生マスク用クッショ^Nパッドの平面図である。

図にあるように本発明の内側側面は、左右の鼻に当たる部位 a に添ったテー^{パー}面形状をなし、頬に当たる部位 b の曲線形状に沿うように設計されており、前記理由により共に各々の顔形状使用者の顔面の両頬より鼻筋当たる部位の形状と密着することで本発明を使用した前記マスクは、しっかりと使用者の顔面上で支えられている。

又衛生マスク内側上端面にも本発明は装接着により密着するので、本発明により使用者の顔面と衛生マスクの上端との間の空間を隙間無く埋めて密着する。

これにより衛生マスクの隙間から花粉や微細な異物が衛生マスク内空間へ侵入するのを遮断する遮断度がより高くなる。又本発明の表面積 w が大きいほど衛生マスク内体積が大きくなる。また、本発明の設計形状により前記マスクの両頬より鼻筋当たる部位に、本発明の側面が密着し充分に安定して前記マスクを支えるので、前記マスク使用者が、運動等で頭部を振り動かしても、又、前記マスクをしながら口を動かして会話をしても、本発明を使用した前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず装着されていた位置を保つ。

【0042】

図2は、衛生マスクに図1の衛生マスクを装接着した形状を内側から見た俯瞰図である。このように(P · P') (Q · Q')にて装接着する。本発明を使用中の衛生マスクから取り外し再度他の衛生マスクに取り付けることも容易であり、くりかえし使うことができる。又本発明のマスク外気側である本発明の上側表面に微粒子用の薄い素材を装接着することにより、本発明の衛生マスク内空間への細菌ろ過率は上昇し、とりわけ上方から衛生マスクに落ちてきた花粉や微細な異物が、衛生マスクに落ちても衛生マスク上方の隙間を埋めている本発明が、隙無く衛生マスク上端部に密着しているため、衛生マスク内空間への花粉や微細な異物の侵入は阻止される。前述の本発明の機能に基き本発明は微粒子衛生マスクにも対応し使用できる。又衛生マスクの表面積に本発明の表面積がプラスされるので、衛生マスクを通過して循環するため、衛生マスク内空間と衛生マスク外大気の空気循環量が多くなり呼吸も楽になる。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 3 】

例えば高度な医療作業時の意思疎通に必要な会話をを行う時にも、使用する微粒子衛生マスクに本発明を装接着することにより、マスク使用中に必要な会話を行っても、口も動かしやすく、呼吸時の酸素も充分に体内に吸入することも出来、そのため発音にも支障なく、聞き手にも十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る。又本発明のマスク用クッションパッドは、サイズを各種そろえる事が可能であるので、各人の顔形状に密着しながらより快適に本発明を装接着した微粒子衛生マスク等を着用して使用することが出来る。

【 0 0 4 4 】

図3は本発明の使用図である。このように本発明の側面が、使用者の両頬から鼻筋にかけてに沿う本発明のa, b面の形状、つまり使用者の鼻筋のテーパー面a及び両頬の曲線形状面bにかけての形状にしっかりと密着する本発明の側面形状であるa, b面がぐるりとおおい、かつ、本発明が衛生マスクにも密着していることにより、衛生マスク内上端部rと両頬から鼻筋のテーパー面にかけての間に出来る隙間を本発明がしっかりと防止し、花粉や微細な異物の衛生マスク内空間への侵入を防止する。又、本発明は鼻筋より高く設けられていることによりd、本発明に密着する衛生マスクは使用者の顔面の周りよりぐるりと持ち上げられるので、それにより衛生マスク内空間はより体積が広くなる。斜線で示したのは衛生マスク内空間である。

10

【 0 0 4 5 】

本発明のクッションパッドにおける平面形状は、例えば半円形・楔形・台形など衛生マスク内空間を充分に広く確保できる形であれば本発明の衛生マスク面に接する側面の形状は問わない。これにより衛生マスクの使用感も、本発明を使用することにより衛生マスク内空間がひろげられマスク内空間体積が増加して前記マスク着用時の快適さを増す。又本発明はこの図のように装接着されて鼻筋高よりも高ければ高いほど衛生マスク内空間はひろがり快適に使用できるので、その高さdは1cm以上が望ましい。

20

【 0 0 4 6 】

図4は、本発明の衛生マスク用クッションパッドが左右に2分割されて使用される図である。

図にあるように本発明は左右に分かれ鼻に当たる部位a頬に当たる部位b共に各々の顔形状に添ったテーパー面形状をなし、使用者の顔面の両頬より鼻筋当たる部位の形状であるテーパーラインと密着する。又衛生マスク内側上端面とも装接着により密着するので、本発明により使用者の顔面と衛生マスクの上端との間の空間を隙間無く埋めて各々が密着する。これにより衛生マスクの隙間から花粉や微細な異物が衛生マスク内空間へ侵入するのを遮断する遮断度がより高くなる。又二分割された本発明が互いに付き合せられる面w長が大きいほど衛生マスク内体積が大きくなる。

30

【 0 0 4 7 】

本発明の使用する衛生マスクへの本発明の装接着部図である。Pは接着面qは装着箇所である。装着q箇所及び接着面pは本発明のクッションパッドが、使用されるマスクmに本発明が安定して装着及び接着される状態を保つことができる本発明の衛生マスク側面のどちらかの箇所であればよい。例としては本発明が最も安定し装着されるのは図5に示すqの面である。例としては本発明が最も安定し接着されるのは図5に示すpの面である。

40

【 0 0 4 8 】

図5は図1に示す本発明の左側部である。又その断面図を下に記載する。このように本発明において両頬から鼻筋のテーパー面にかけての形状は、使用者の顔面の両頬から鼻筋のテーパー面にかけての凹凸によるテーパー形状に沿うように鼻側テーパー面aと頬側曲線面bが設けられている。

本発明の鼻側テーパー面の内角として、 $40^\circ < f < 85^\circ$ が望ましい。又前記鼻側テーパー面の内角を小さく抑えることによって本発明を装接着した衛生マスク着用者の視界はより大きく広げることが出来る。

【 0 0 4 9 】

本発明の頬側の側面の内角として $50^\circ < g < 85^\circ$ が望ましい。又前記頬側の側面の

50

内角を小さく抑えることによって本発明を装接着した衛生マスク着用者の視界はより大きく拡げることが出来る。

又鼻側テーバー面と頬側テーバー面は肌にふれる面なので肌触りの良い例えばラテックス等の素材を使用しても良い。又本発明の形状は鼻の形状に添っているので、本発明を使用する際には本発明が接する鼻筋の高さに本発明が最適に適合するために、本発明の肌に接する側面の位置決め、及び、鼻筋の高さ位置決め、の調節は、鼻筋の高さが下方へ行く程高くなることは周知のことであるから、本発明位置は鼻筋をスライドさせて高さ調節をはかる。これにより鼻筋の高さ調節が図れるので、本発明に沿う鼻筋高位に本発明を沿わせ設置して鼻筋に密着させる。このように調整することもできる。

【0050】

10

図6は本発明の2分割された本発明の側面を互いに密着させるために、本発明の使用者の顔面の頬側曲線面b両頬から鼻筋のテーバー面aにかけての形状に本発明の側面を沿わせながら、スライドして本発明同士が接触する側面を接着させて合わせて使用するクッションパッドの平面図である。この本発明は、多様な顔の大きさ形状に柔軟に対応できる。このように前記の本発明の2分割された面の肌に接触する面を前記肌の接触させながら、本発明の側面の1部分である、互いの接着側面を接着させて合わせて使用すると、鼻筋の大きな使用者の鼻にも本発明は充分対応して鼻の形状に沿い密着するので、両頬から鼻筋のテーバー面にかけての凸凹形状に本発明はしっかりと密着して衛生マスク上部の隙間を埋める。

【0051】

20

装着箇所及び接着面pは本発明のクッションパッドが、使用される衛生マスクmに安定して装着及び接着される状態を保つことができる本発明の衛生マスク側面cのどちらかの箇所であればよい。

このクッションパッドを衛生マスクに付ける場合、接着することが望ましい。

又この分割されたクッションパッド同士の接触する側面を接装着する場合、マスク使用者の両頬から鼻筋の形状に本発明の側面a,bを合わせながら重ね合わせて接装着することが望ましい。

【0052】

図7は本発明を、使用者の顔面の頬側曲線面b両頬から鼻筋のテーバー面aにかけての折り目を折り、前記顔面形状に沿わせ折り曲げた側面が、前記顔面形状に密着させて使用されるように設計された本発明の斜視図である。この本発明は、多様な顔の大きさ形状に柔軟に対応できる。

30

この形状であるとあらゆる顔形の使用者にも顔面上でクッションパッドのサイズ調整を行うことにより、本発明が使用者の両頬から鼻筋にかけての、使用者の両頬から鼻筋のテーバー面にかけての形状であるところのテーバー形状に沿う本発明のa,b面の形状、つまり使用者の頬の曲線形状bから鼻筋にかけての形状に沿う形状を有するa,b面がぐるりとおおいかつ、本発明が衛生マスクにも密着していることにより、衛生マスク内上端と両頬から鼻筋のテーバー面にかけての間に出来る隙間を本発明が埋めて密着する。

【0053】

図8は、図6の、スライドして本発明同士が接触する側面を接着させて合わせて使用するクッションパッドを装接着した俯瞰図である。すでにサイズ調整された本発明の衛生マスク用クッションパッドを衛生マスクに装接着し使用している。

40

図1より図13にわたる各形状に設計された、本発明のクッションパッドにおける衛生マスク面に接する面の側面形状をなす本発明のクッションパッドの平面形状は、例えば半円形・楔形・台形など衛生マスク内空間を充分に安定して支える事ができる形、及び本発明が装接着される衛生マスクを充分に安定して保持できる形であれば本発明の平面の形状は問わない。

【0054】

図9は分割されない本発明のクッションパッド平面図である。

このように、例えば2種類以上の異素材の材質により本発明のクッションパッドが設計さ

50

れてもよい。例えば、図面に示すクロスラインの部分とボーダーラインの部分にそれぞれ異素材の材質を使用する。例えばクロスラインの部分の材質には美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートを使用する。ボーダーラインの部分には水分をはじく素材を使用する。本発明のクッションパッドの肌に接する面（以下は肌側と記す）に美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートを使用すると、本発明の肌側は使用者の顔面形状に添うテープー形状を成していることにより前記の美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートが肌にしっかりと密着するため本発明に接する肌部分を美容化粧水等を使用してしっかりとパックすることができる。

【0055】

図10は分割されない本発明のクッションパッド装接着図である。本発明のクッションパッドは、既存の衛生マスク使用の際に本発明を衛生マスク内側上端部に装接着し、そして本発明を衛生マスク使用者の使用者の顔面の頬側曲線面b、
本発明の頬側の側面の内角 $50^\circ < g < 85^\circ$ 。

及び、鼻筋のテープー面a

本発明の鼻側テープー面の内角 $40^\circ < f < 85^\circ$

にかけての凸凹面に密着させる、本発明が使用者の顔面と接触する部位に設けた、同顔面に本発明の側面が密着するように設けた鼻筋のテープー面a及び両頬の曲線形状面bを密着させることにより、衛生マスク上端部と両頬から鼻筋のテープー面にかけての隙間を埋める事により密着させる。

また本発明の構成素材の構成が一例として、上は紙及び布と共に細菌透過率99%NISOH認定の紙または布を使用し、その下部分は通気性良好素材を使用すると本発明を装接着される前記既存の衛生マスクに微粒子衛生マスクを使用することも出来る。本発明を使用することで微粒子衛生マスクの高い細菌透過能力機能を損なわず前記の微粒子衛生マスクの装着感の向上を図ることが出来る。

【0056】

例えば高度な医療作業時の意思疎通に必要な会話をを行う時にも、使用する微粒子衛生マスクに本発明を装接着することにより、マスク使用中に必要な会話をあっても、口も動かしやすく、呼吸時の酸素も充分に体内に吸入することも出来、そのため発音にも支障なく、聞き手にも十分に聞き取りやすい会話をすることが出来る。又本発明のマスク用クッションパッドは、サイズを各種そろえる事が可能であるので、各人の顔形状に密着しながらより快適に本発明を装接着した微粒子衛生マスク等を着用して心地よい着用感で高度な作業をすることが出来る。

【0057】

このように本発明の構成素材は通気性を有する素材であれば色々な形状の物質で構成されることができる。これらを一体とする本発明のクッションパッドは、その側面を、既存の衛生マスクの上端部にクリップ等で装着又は、接着テープ・両面テープ等で接着することにより使用される。

【0058】

図11は図9の説明文後半に記載されている本発明の1部分の材質に例えば美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートを使用した本発明の装接着図である。

衛生マスクの内側に接する本発明の面部分などに含在した物質が浸透するのを防止したい場合などは、前記の側面には水分をはじく素材を使用する。

このように異なる素材を使用することにより本発明の使用範囲は格段に広がる。

本発明のクッションパッドの肌に接する面（以下は肌側と記す）に例えば美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートを使用すると、本発明の肌側は使用者の顔面形状に添う鼻筋のテープー面a及び両頬の曲線形状面b形状を成していることにより前記の美容化粧水等を注入してあるクッション又はシートが肌にしっかりと密着するため本発明に接する肌部分を美容化粧水等を使用して顔の表面より首の付け根までしっかりと密着してパックすることができる。

【0059】

10

20

30

40

50

また本発明の形状は図11に示すように使用目的によりその使用目的に適合するように設計してもよい。図11に示すように本発明が使用者の顔面を大きく包み込むような形状は本発明に接する肌部分を美容化粧水等を使用してパックする場合に適している。

またこの場合は既存の衛生マスクを使用しなくてもよいが、本発明のパックの出来る衛生マスクのサイズが目元を囲んだりする形状で既存の衛生マスクに隠れないサイズの場合は仕方が無いが、本発明のパックの出来る衛生マスクのサイズが既存の衛生マスクに隠れるサイズの場合は、既存の衛生マスクを着用することにより周囲の目を気にすることなく外出等が出来る。また、既存の衛生マスク等に本発明を装接着することにより発生する、格段に向上的に向上するした衛生マスクの本来の機能、及び、効果、及び快適な装着間隔は、充分に得られる。

10

【0060】

図12は本発明に2つの衛生マスクを装接着した衛生マスクの内側から見た俯瞰図である。2つのマスクを本発明に装接着する場合、例えば外気に接する外側に既存の衛生マスクを着用し、前記衛生マスクの衛生マスク内空間に、縦サイズが前記マスク使用者の鼻から口より上方までの、前記衛生マスクよりひとまわり小さいマスクを装接着することにより、花粉症等で水のような鼻水が流れ続けても、前記のひとまわり小さいマスクが流れ出した水のような鼻水を吸収して、前記小さいマスクの外に鼻水が流れるのを防止するので、前記小さいマスクの外側に装接着している外側の衛生マスクには鼻水をもらさず、外側の衛生マスクに鼻水によるしみが出来ない。

20

その前記小さいマスクのたて着用時の縦サイズを使用者の鼻と口の間までとすると、流れ出した鼻水を小さいマスクが吸収してその外に鼻水が流れるのを防止するので、口まで流れず口の中に鼻水が入る不快感がなくなる。

【0061】

本発明の設計形状により、前記衛生マスク及び前記マスク使用者の口より上方までに装接着する小さいマスクを、前記マスク使用者の両頬より鼻筋に当たる部位に、本発明のマスクパッドの側面が密着し充分に安定して前記マスクを支えるので、前記マスク使用者が、運動等で頭部を揺り動かしても、前記マスクを着用しながら口を動かして会話をしても、本発明を使用した前記マスクは横や下にずれたり落ちたりせず装着されていた位置を保つ。

【0062】

30

又この衛生マスクを使用することにより鼻穴は二重の衛生マスクにより保護されるので、微細な花粉の鼻穴への侵入を二重に着用した衛生マスクが二重に防止することにより、花粉症等の症状の悪化原因の原因因子である微細な花粉や異物の鼻腔内への侵入をより強力に防止できる。また本発明に装接着した衛生マスクの形状は2つの衛生マスク例えば外気に接する外側に既存の衛生マスクを前記衛生マスクの衛生マスク内空間にひとまわり小さい衛生マスクを装接着することによっても各々の衛生マスク形状は又、本発明が鼻筋より高く設けられていることにより(w)、本発明に密着する各々衛生マスクは顔面の周りよりぐるりと持ち上げられるので、それにより二重衛生マスクの衛生マスク内空間はより広くなるため衛生マスクを二重に本発明に装接着することによる装着感の低下は感じられない。この衛生マスクを使用時の外見は既存の衛生マスク着用時に正面視外観は変わらない。

40

【0063】

図13は図12に示す本発明に2つの衛生マスクを装接着した場合の衛生マスクの装着図である。

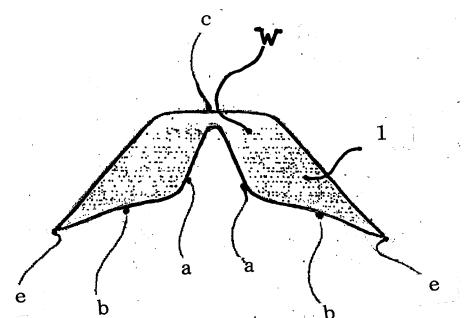
この図面のように本発明は鼻筋より高く設けられていることにより(w)、本発明に密着する各々の衛生マスクは使用者の顔面の周りよりぐるりと持ち上げられるので、それにより衛生マスク内空間はより広くなる。斜線で示したのは衛生マスク内空間である。本発明のクッションパッドにおける各々の衛生マスクの衛生マスク面に接する面の形状は、例えば半円形・楔形・台形など衛生マスク内を充分に安定して支えられる形状であれば本発明の衛生マスク面に接する面の形状は問わないので、2つのマスクを本発明に装接着しても

50

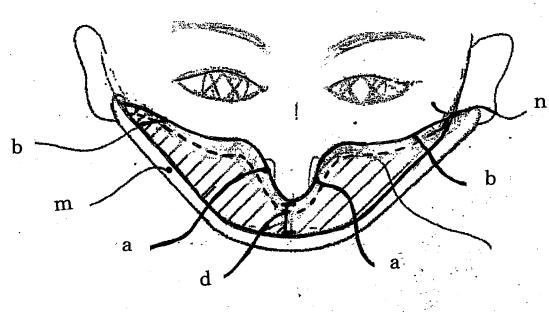
、本発明は安定して前記マスクを支えることができる。

これにより複数の衛生マスクを本発明に装接着した場合でも衛生マスクの使用感は、本発明を使用することにより衛生マスク内空間がひろげられ空間体積が増加することにより快適さを保持する。又本発明はこの図のように装接着されて鼻筋高よりも高ければ高いほど衛生マスク内空間はひろがり快適になるのでその高さ (d) は 1 cm 以上が望ましい。

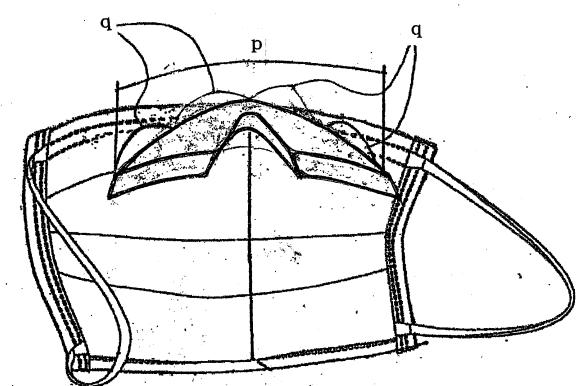
【図 1】



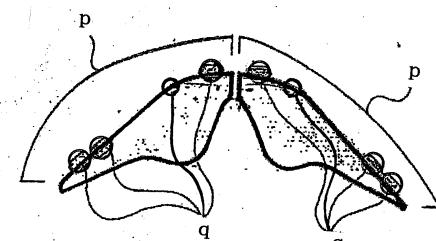
【図 3】



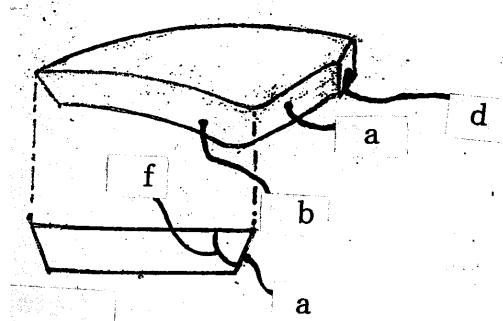
【図 2】



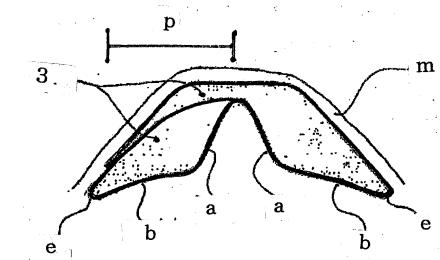
【図 4】



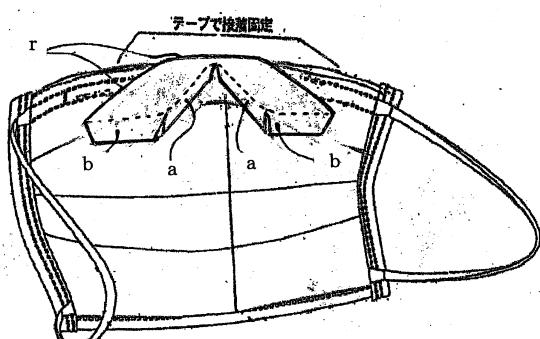
【図 5】



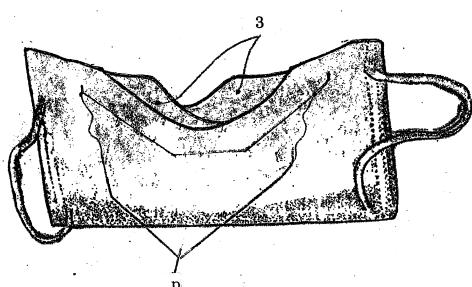
【図 6】



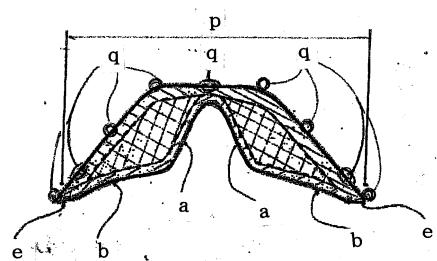
【図 7】



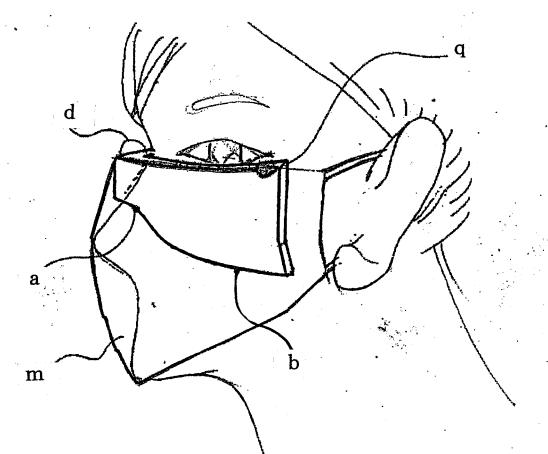
【図 8】



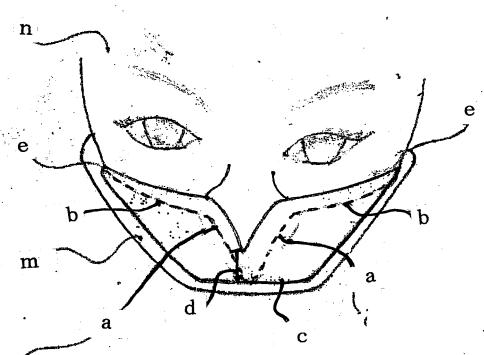
【図 9】



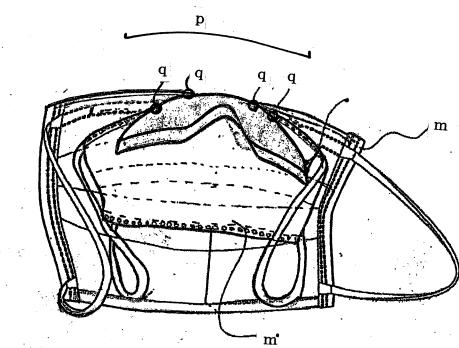
【図 11】



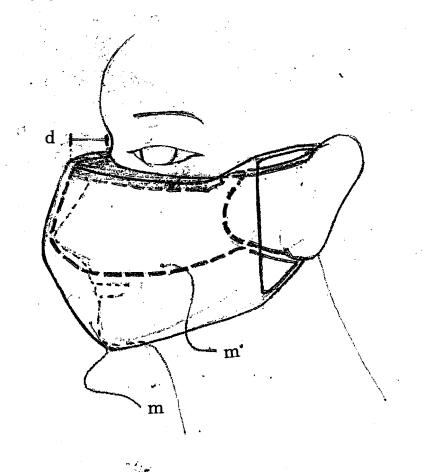
【図 10】



【図 12】



【図13】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2008-148984(JP,A)
特開2007-185470(JP,A)
特開昭52-84896(JP,A)
特開2009-66382(JP,A)
米国特許出願公開第2006/0174890(US,A1)
実開昭62-130655(JP,U)
特開2010-240084(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A62B 18/02